

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
H24年 6月 25日	
愛知県知事 殿	
提出者	
住所 愛知県半田市11号地20番地	
氏名 日車ワシノ製鋼株式会社	
代表取締役 廣中 修	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 0569-22-7514	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	日車ワシノ製鋼株式会社
事業場の所在地	愛知県半田市11号地20番地
計画期間	平成24年4月1日～平成25年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	22 : 鋳鍛鋼製造業
②事業の規模	製造品出荷額 : 2,350百万円
③従業員数	81人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	図2 参照

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項		
(管理体制図)		
図3 参照		
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項		
① 状	【前年度 (H 2 3 年度) 実績】	
	産業廃棄物の種類	鉦さい
	排 出 量	2,825 t
	廃プラスチック類	39 t
(これまでに実施した取組)		
・ 鉦さいに混ざった廃プラスチックを分別する。		
② 画	【目標】 H 2 4 年度	
	産業廃棄物の種類	鉦さい
	排 出 量	3,325 t
	廃プラスチック類	30 t
(今後実施する予定の取組)		
・ 鉦さい中の廃砂の、再生利用率をアップする。		
産業廃棄物の分別に関する事項		
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 廃プラスチック類、木くず、がれき類、鉦さいは、それぞれに分別し保管している。	
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 特になし。	

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 状	【前年度（ H 2 3 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	鋳さい	廃プラスチック類
	全 処 理 委 託 量	2,825 t	39 t
	優良認定処理業者への処 理 委 託 量	319 t	t
	再生利用業者への処 理 委 託 量	2,506 t	13 t
	認定熱回収業者への処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処 理 委 託 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
<ul style="list-style-type: none"> 可能な限り再生利用業者への処理委託を行い、最終処分量の低減を図る。 			

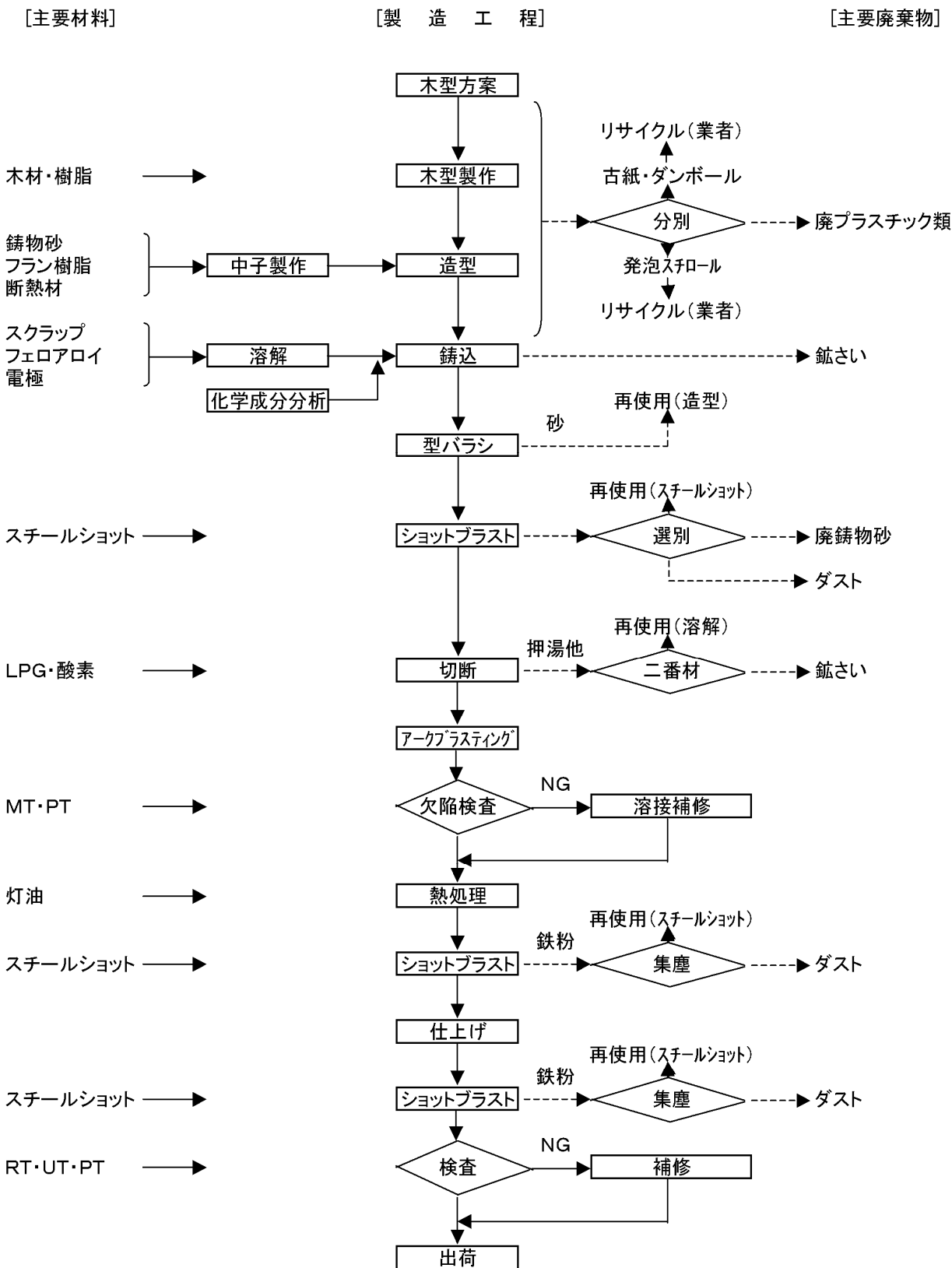
② 画	【目標】 H24年度		
	産業廃棄物の種類	鉾さい	廃プラスチック類
	全処理委託量	3,325 t	30 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	310 t	0 t
	再生利用業者への 処理委託量	3,015 t	10 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・優良認定処理業者を選定する。 ・委託先処理業者には定期的実施確認を実施する。 ・最終処分量の低減をはかる為、現在セメント原料業者と交渉中。 		
※事務処理欄			

備考

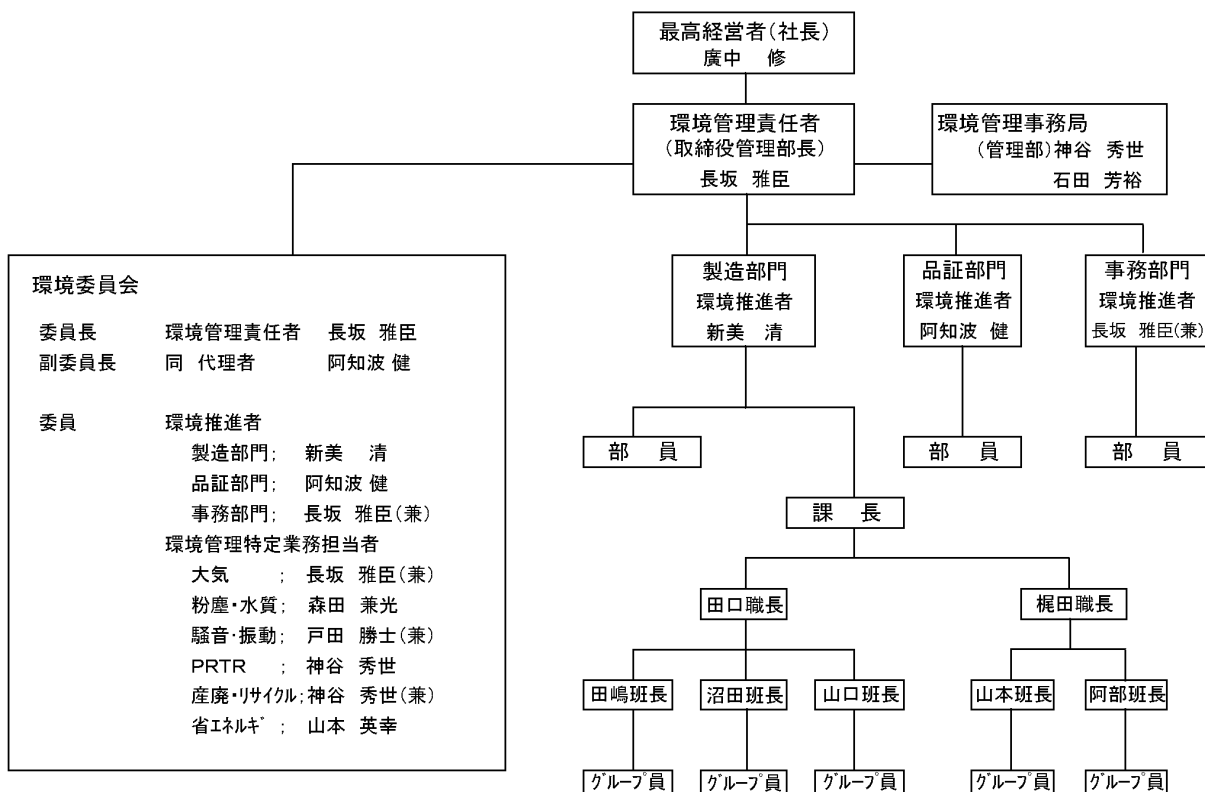
- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

鑄鋼製造工程・廃棄物発生フロー図

H13年11月1日 改訂
日車ワシノ製鋼株式会社



環境管理体制組織図



環境管理組織各責任者の役割、責任及び権限

部門、責任者	氏名	責任及び権限
最高経営者 (社長)	廣中 修	1. 最高責任者 2. 環境方針の制定、環境目的・目標の承認 3. 環境マネジメントシステムの見直し 4. 環境管理責任者の任命 5. 経営資源の準備
環境管理責任者(取締役管理部長) 同代理者 (品証部 部長)	長坂 雅臣 阿知波 健	1. 環境マネジメントシステムの確立、実施、維持管理 2. 経営者への環境マネジメントシステムの実績の報告 3. 環境目的・目標の審査 4. 部門別環境目的・目標・プログラムの承認及び実績の承認 5. 環境マネジメント登録文書の承認 6. 階層及び部門間での内部情報伝達の推進 7. 環境管理事務局の業務の統括
環境管理事務局(管理部課長)	神谷 秀世 石田 芳裕	1. 環境管理責任者の環境マネジメント業務の事務補助 2. 環境目的・目標・プログラムの作成及び達成状況のまとめ 3. 環境委員会の運営事務
環境推進者 (各部門長) 製造部門 品証部門 事務部門	新美 清 阿知波 健 長坂 雅臣(兼)	1. 自部門の環境マネジメント業務の実行責任者 2. 部門別環境マネジメントプログラムの実行及び進捗管理 3. 自部門の特定業務の従事者の教育・訓練及び認定
環境委員会 (委員長) (副委員長) (委員)	環境管理責任者 同代理者 環境推進者 環境管理特定業務担当者	1. 環境マネジメントシステムの重要事項に関する審議 2. 全体環境目的・目標の達成度の評価 3. 開催は年2回(4月、10月)とし、委員長が必要と認めた場合は臨時に開催する

